3　硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素　一・〇 三　水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸　一・〇 四　水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里　一・〇 五　水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土　一・〇 六　水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガン 〇・一〇 七　水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 〇・〇五	カドミウム 〇・〇〇〇〇七五	

五の⑵の表成形複合肥料の項肥料の種類の欄中「（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。）」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二　りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。 三　原料としてく溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を併せて使用する普通肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。	五　木質泥炭（乾物一グラム当たり〇・〇二モル毎リットルの過マンガン酸カリウム溶液の消費量が一〇〇ミリリットル相当以上の腐植を含有するもの）は、乾物として二〇％以上四五％以下を使用すること。 六　紙パルプ廃繊維（紙パルプ工場の廃水から得られる廃繊維で、乾物当たりホロセルロースを五五％以上を含有するものに限る。）は、乾物として二五％以上四〇％以下を使用すること。 七　草炭質腐植（草炭を水洗分離して得られる腐植で、乾物当たり灰分の含量が二〇％以下のもの）は、乾物として一〇％以上二五％以下を使用すること。 八　流紋岩質凝灰岩粉末（乾物一〇〇グラム当たり陽イオン交換容量一三〇ミリグラム当量以上を有するもの）は、二五％以上三五％以下を使用すること。 九　ベントナイト（乾物一〇〇グラム当たり陽イオン交換容量五〇ミリグラム当量以上を有するもの）は、二五％以上三五％以下を使用すること。 十　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 十一　規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する成形複合肥料以外のものであること。	一　窒素は、水溶性であること。 二　窒素の初期溶出率は、五〇％以下であること。 三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四　規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する被覆複合肥料以外のものであること。

五の⑵の表被覆複合肥料の項肥料の種類の欄中「（化成肥料又は液状複合肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）」を削り、同項その他の制限事項の欄を次のように改める。

附　則

この告示は、平成二十九年一月十八日から施行する。

○経済産業省告示第二百九十八号

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）第七条第二項の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百三十九号（生産動態調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成